
工事請負契約における 設計変更ガイドライン (案)

平成22年3月

鹿児島県

目次

1 本ガイドライン策定の背景	P1
(1) 策定の背景	
(2) 策定の目的	
2 設計変更が不可能なケース	P2
3 設計変更が可能なケース	P3
(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き (契約書18条1-2)	
(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書18条1-3)	
(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場 が一致しない場合の手続き (契約書18条1-4)	
(4) 発注者が変更を必要と認める場合の手続き (契約書19条)	
(5) 工事中止の場合の手続き (契約書20条)	
(6) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	
4 設計変更手続きフロー	P12
5 関連事項	P15
(1) 指定・任意の正しい運用	
(2) 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決	
6 参考資料	P17
7 関係規定	P19
(1) 工事請負契約書	
(2) 土木工事共通仕様書	
8 用語の定義	P27

1 策定の背景

(1) 策定の背景

土木工事は、

- 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合がある。
- 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- 設計図書に誤謬，脱漏，不明確な表示の場合がある。



以上のような背景があるため，設計変更の手続きを明確にし，円滑な請負契約を執行する必要がある。

(2) 策定の目的

- 契約関係の適正化，責任の所在の明確化
- 設計図書の変更手続きの円滑化
- 契約関係の適正化により，必要とする工事目的物の品質の確保

2 設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

(尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない)

- ☛設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- ☛発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- ☛「承諾」で施工した場合
- ☛工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第18条～24条，共通仕様書1-1-13～1-1-15）
- ☛正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合
- ☛当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。
- ☛任意仮設において、施工方法の変更の場合（ただし、現地条件に齟齬がある場合は除く）

3 設計変更が可能なケース

- ◆ 下記のような場合には設計変更が可能である。
 - ☛ 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要。）
 - ☛ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手出来ない場合
 - ☛ 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
 - ☛ 請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- ただし、設計変更・変更指示にあたっては、下記事項に留意する。
- ☛ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
 - ☛ 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にする。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）
 - ☛ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第18条第1項の二)

【例】

- ✚条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- ✚条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ✚条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第18条第1項の三)

✚土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合

✚水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

✚使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない。

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第18条第1項の四)

【例】

- ✚設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- ✚設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ✚設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない場合
- ✚前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

工事請負契約書第18条



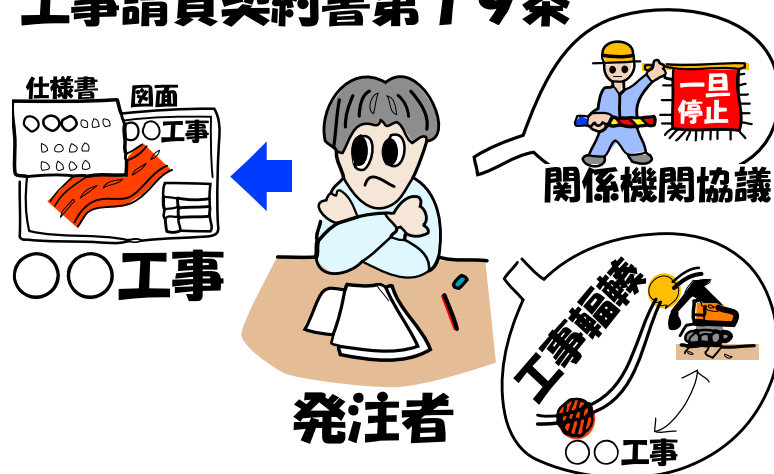
(4) 発注者が変更を必要と認める場合の手続き

(契約書第19条)

【例】

- ✚ 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する。
- ✚ 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する。
- ✚ 警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- ✚ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
- ✚ 使用材料を変更する。
- ✚ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- ✚ 隣接工事との調整で、交通整理員の人数を変更する。

工事請負契約書第19条



(5) 工事中止の場合の手続き

(契約書第20条)

【例】

- ✚設計図書に工事着工時期が定められた場合，その期日までに乙の責によらず施工できない場合

- ✚警察，河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合

- ✚管理者間協議の結果，施工できない期間が設定された場合

- ✚受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合

- ✚設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため，施工できない場合

- ✚予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合

- ✚埋蔵文化財の調査，発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され，工事の続行が不適當または不可能となった場合

🚧関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不
と認めた場合

🚧工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不
または不可能となった場合

(6) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等に記載されている範囲を超える行為。

「設計の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例を以下に示す。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。
又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。

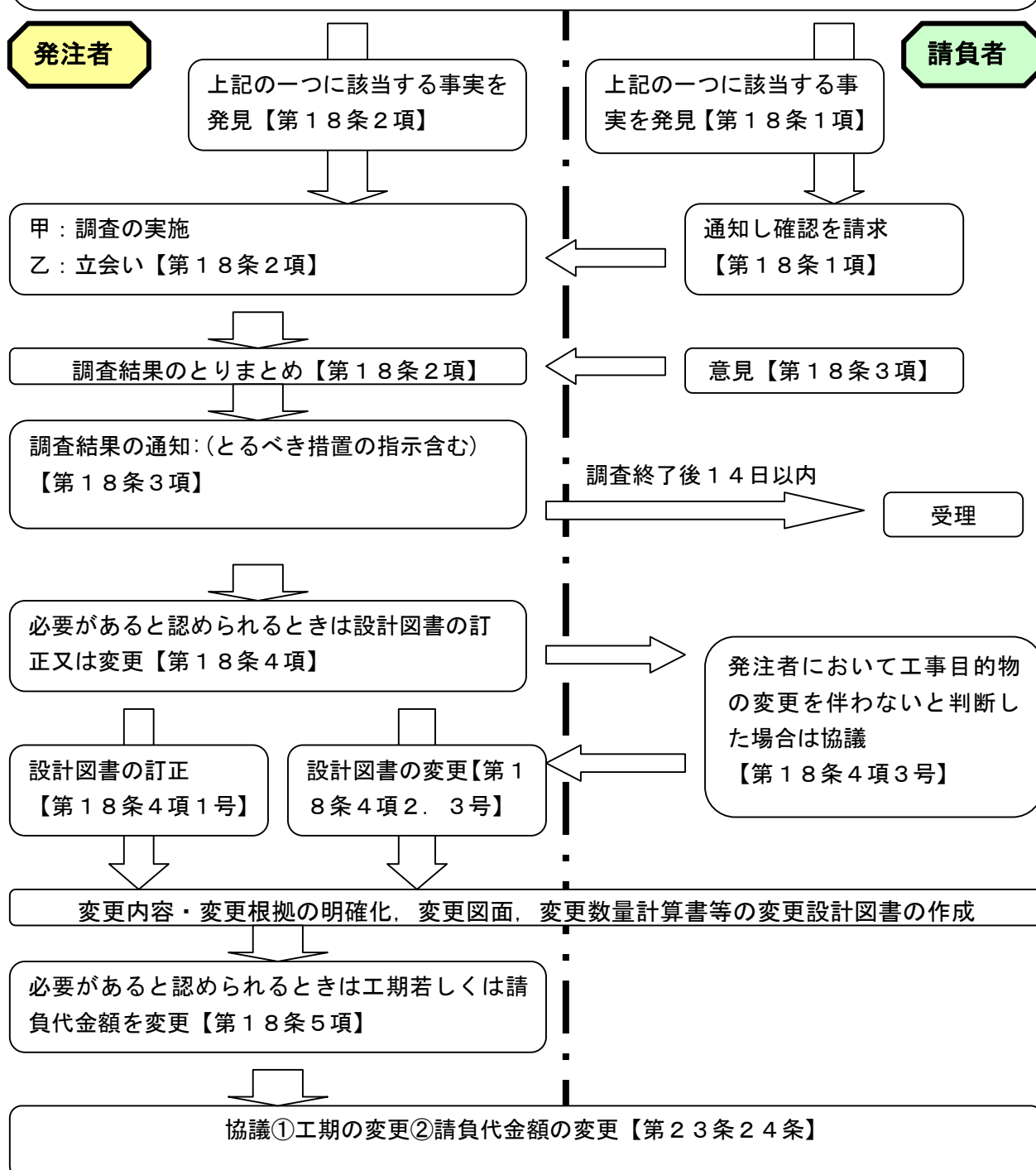
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ⑬ 舗装修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書「14-4-3路面切削工」「14-4-5切削オーバーレイ工」「14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。）

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。（共通仕様書1-1-22）

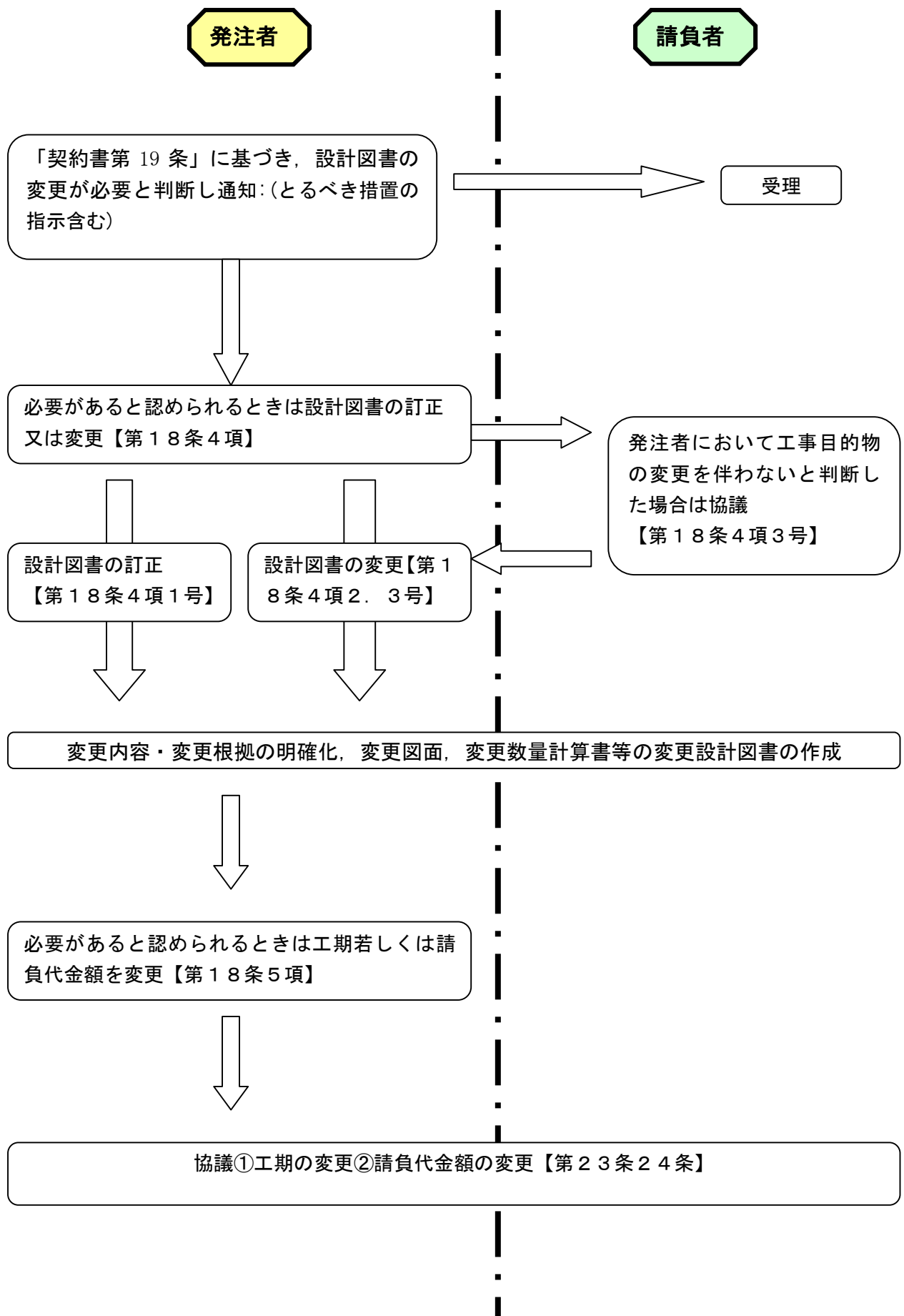
4 設計変更手続きフロー

(1) 請負契約書第18条（条件変更等）関連

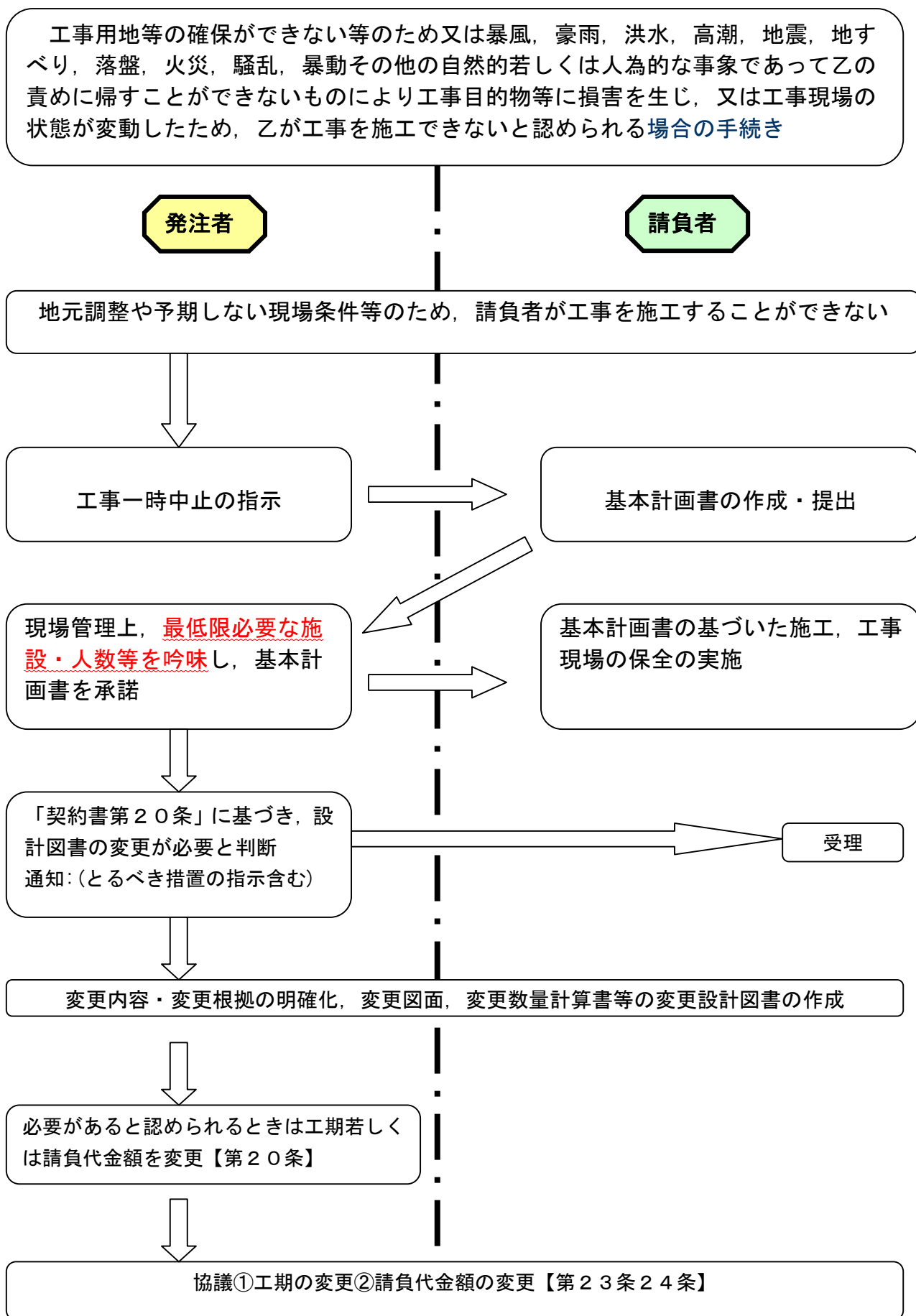
- ① 図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- ② 設計図書に誤謬，脱漏があること
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと
- ④ 工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと



(2) 請負契約書第19条（設計図書の変更）関連



(3) 請負契約書第20条（工事の中止） 関連



5 関連事項

(1) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ☛任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。
- ☛任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ☛ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

任意については、請負者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、請負者に委ねられている。(変更の対象としない)

発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛かりではパツ朴で施工となっているので、「クラムシエルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について請負者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

(2) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・ 契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながることになる。(請負者等への指導)

【入札前】

- ・ 入札参加者は、閲覧図書を熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合において閲覧図書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

【契約後】

- ・ 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、請負者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。

(共通仕様書 1 - 1 - 3 設計図書の照査等)

6 参考資料

【土木工事における施工条件明示について】技管第147号平成14年12月6日

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数等
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

明示項目	明示事項
工事中道路 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事中資機材等の搬入経路, 使用期間, 使用時間帯等に制限がある場合は, その経路, 期間, 時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は, その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は, その内容期間 (2) 仮道路の工事中終了後の処置 (存置又は撤去) (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は, その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留, 仮橋, 足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は, その内容, 期間, 条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は, その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は, その内容
建設副産物 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は, 残土の受入場所及び仮置き場所までの, 距離, 時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は, その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は, その処理方法, 処理場所等の処理条件。 なお, 再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は, その受入場所, 距離, 時間等の処分条件
工事中支障物件 等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上, 地下等への占有物件の有無及び占有物件等で工事中支障物が存在する場合は, 支障物件名, 管理者, 位置, 移設時期, 工事中方法, 防護等 2. 地上, 地下等の占有物件工事中と重複して施工する場合は, その工事中内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は, 設計条件, 工法区分, 材料種類, 施工範囲, 削孔数量, 削孔延長及び注入量, 注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は, その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は, その保管及び仮置き場所, 期間, 保管方法等 2. 工事中現場発生品がある場合は, その品名, 数量, 現場内での再使用の有無引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は, その品名, 数量, 品質, 規格又は性能, 引渡場所, 引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は, その施工方法及び施工条件 6. 工事中電力等を指定する場合は, その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は, その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は, その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は, 取水箇所・方法等

7 関係規定

(1) 工事請負契約書

(総則)

第1条 契約担当者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

(監督職員)

第9条 甲は、総括監督員又は監督員（以下「監督職員」という。）を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。
監督職員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督職員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成し詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 甲は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 甲が監督職員を置いたときは、この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。

この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

- 6 甲が監督職員を置かないときは、この契約に定める監督職員の権限は、甲に帰属する。

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然の又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、甲が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、甲が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、甲乙協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、この契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求をすることができる。
- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

ただし、甲が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法)

第24条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。

この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。
ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとつた措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 甲は、第8条、第15条の2第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第3項、第25条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第26条第4項、第27条、前条第3項若しくは第4項又は第33条第3項の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。

この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。

ただし、甲が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(前払金等の不払に対する乙の工事中止)

第40条 乙は、甲が第34条の2第2項(同条第3項又は第5項において準用する場合を含む。)、第37条の2第5項又は第38条第1項において準用される第32条第2項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(2) 土木工事共通仕様書

1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者から要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。
ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。
2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。
また、請負者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-16 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。
 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合
 - (4) 第三者、請負者、使用人等及び監督員の安全のため必要があると認める場合
2. 発注者は、請負者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。
3. 前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。
また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-17 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-18 工期変更

1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期の変更協議の対象であるか否かを監督職員と請負者の間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を請負者に通知するものとする。
2. 請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。
3. 請負者は契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。
4. 請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。

8 用語の定義

- ・ 設計変更（「公共工事契約の実務」昭和44年官房長回答）
請負契約書第18条，第19条，第20条の規定に基づき図面又は仕様書を変更することとなる場合において，契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。
- ・ 契約変更（共通仕様書1-1-17・工事の設計変更マニュアル）
入札に際して発注者が示した設計図書を，請負者に行った工事の変更指示に基づき，発注者が変更した設計図書（変更設計書）により，契約の内容を変更すること。
- ・ 契約図書（共通仕様書1-1-2）
契約書及び設計図書をいう。
- ・ 設計図書（共通仕様書1-1-2）
特記仕様書，図面，共通仕様書，質問回答書をいう。
- ・ 仕様書（共通仕様書1-1-2）
各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書の総称。
- ・ 共通仕様書（共通仕様書1-1-2）
各建設作業の順序，使用材料の品質，数量，仕上げの程度，施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求，工事内容を説明したもののうちあらかじめ定型的内容を盛り込み作成したもの。
- ・ 特記仕様書（共通仕様書1-1-2）
共通仕様書を補足し，工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書。
- ・ 質問回答書（共通仕様書1-1-2）
入札参加者からの質問に対して発注者が回答する書面。
- ・ 指示（共通仕様書1-1-2）
契約図書の定めに基づき，監督職員が請負者に対し，工事の施工上必要な事項について書面をもって示し，実施させること。
- ・ 承諾（共通仕様書1-1-2）
契約図書で明示した事項について，発注者若しくは監督職員または請負者が書面により同意すること。
- ・ 協議（共通仕様書1-1-2）
書面により契約図書の協議事項について，発注者又は監督職員と請負者が対等の立場で合議し，結論を得ること。

- ・ 提出（共通仕様書1-1-2）
監督職員が請負者に対し，または請負者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し，差し出すこと。
- ・ 通知（共通仕様書1-1-2）
監督職員が請負者に対し，または請負者が監督職員に対し，工事の施工に関する事項について，書面をもって知らせること。
- ・ 書面（共通仕様書1-1-2）
手書き，印刷等の伝達物をいい，発行年月日を記載し，署名または押印をしたもの。
- ・ 確認（共通仕様書1-1-2）
契約図書に示された事項について，臨場もしくは関係資料によりその内容について契約図書との適合を確かめること。
- ・ 監督職員（共通仕様書1-1-2）
総括監督員，監督員の総称